



# りそな銀行アジアニュース

平成 20 年 10 月 6 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

## 「延払金の外債登録及び対外支払に関するガイドラインについて」

平成20年7月21日付りそな銀行アジアニュース「輸出代金回収審査システムについて(その2)」に関連して、中国国家外貨管理局は2008年9月26日付で延払金の外債登録及び対外支払に関するガイドライン「貿易信託登記管理系統(延期付款部分)操作指引」を公布しました。これは2008年10月1日より実施された延払金の外債登録手続について規定するものです。概要は以下の通りです。

### 1、外債登録の対象について

対象	2008年10月1日より、90日を超える延払いの新規契約の締結、または2008年10月1日以降に貨物を輸入通関する案件に対し、延払金の外債登録が必要。
対象外	2008年10月1日以前に輸入通関された案件については、延払金の外債登録不要。

### 2、外債登録及び抹消の手続について

登録日	延払金条項がある新規契約を締結した日、または輸入通関申告した90日後から15営業日以内に登録が必要。
登録内容	契約締結日、契約金額、延払金額、送金予定日、通関データ、決済方式、登録日等。 (外貨管理局ホームページからアクセスし入力)
登録抹消	延払金の対外支払後、取引銀行は登録抹消手続を行なう。

### 3、外債登録情報の修正について

通関データの外債登録前	申請者自ら修正が可能。
通関データの外債登録後	外貨管理局に申請が必要。承認後、修正が可能。

### 4、企業延払金の支払可能額について

延払金の支払限度額	当該企業の前年度輸入代金支払総額の10%とする。
延払金の限度額の追加	①延払金の支払限度額の増額が必要な場合、外貨管理局にて限度額の追加申請が可能。大型設備を製造する企業の場合30%までの追加申請が可能、その他企業の場合は20%までとする。 ②延払金の支払限度額を超える部分に対し、その都度事前に個別案件として延払金の対外支払承認を申請することも可能。

同ガイドラインは10月の国慶節の連休直前に発表されたものであり、外貨管理局に運用面での問合せが多く、今後照会の多い事項については外貨管理局より対応方針についての発表がある予定です。

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672  
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 \* 禁無断転載